

四万十町行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町行政組織条例 平成18年 3 月20日条例第 7 号 四万十町行政組織条例 (課の設置) 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、町に次に掲げる課を置く。 総務課 危機管理課 企画課 税務課 <u>町民課</u> 健康福祉課 農林水産課 <u>にぎわい創出課</u> 建設課 <u>環境水道課</u> (分掌事務) 第 2 条 前条に規定する各課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 総務課 (1) 議会及び条例、規則並びに行政一般に関する事項 (2) 人事、給与その他職員に関する事項 (3) 予算及び財務に関する事項 (4) 秘書、儀式、栄典、褒章及び表彰に関する事項 (5) 文書、行政手続、情報公開及び個人情報保護の総括に関する事項 (6) 財産（町税及びこれに附帯する債権を除く。）の総括に関する事項	○四万十町行政組織条例 平成18年 3 月20日条例第 7 号 四万十町行政組織条例 (課の設置) 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、町に次に掲げる課を置く。 総務課 危機管理課 企画課 税務課 <u>町民環境課</u> 健康福祉課 農林水産課 <u>商工観光課</u> 建設課 <u>上下水道課</u> (分掌事務) 第 2 条 前条に規定する各課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 総務課 (1) 議会及び条例、規則並びに行政一般に関する事項 (2) 人事、給与その他職員に関する事項 (3) 予算及び財務に関する事項 (4) 秘書、儀式、栄典、褒章及び表彰に関する事項 (5) 文書、行政手続、情報公開及び個人情報保護の総括に関する事項 (6) 財産（町税及びこれに附帯する債権を除く。）の総括に関する事項

改正後	改正前
項 (7) 入札及び契約に関する事項 (8) 他の課の所管に属さない事項 危機管理課 (1) 危機管理、国民保護に関する事項 (2) 消防、水防、防災、防犯に関する事項 (3) 交通安全に関する事項 企画課 (1) 行政施策の総合的な企画立案及び調整に関する事項 (2) 広報、広聴及び地域自治に関する事項 (3) 情報システムに関する事項 (4) 公共交通に関する事項 (5) 統計に関する事項 (6) 地域振興に関する事項	項 (7) <u>動産及び不動産の借上げの総括に関する事項（他の課の主管に属するものを除く。）</u> (8) <u>普通財産の取得、管理及び処分に関する事項（他の課の主管に属するものを除く。）</u> (9) <u>財産（立木を除く。）及び借上げ建物に係る災害共済及び損害保険に関する事項</u> (10) <u>庁舎（支所及びこれらに附属する施設を含む。）の整備及び維持管理並びに各課等の配置に関する事項</u> (11) <u>庁内取締りに関する事項</u> (12) 入札及び契約に関する事項 (13) 他の課の所管に属さない事項 危機管理課 (1) 危機管理、国民保護に関する事項 (2) 消防、水防、防災、防犯に関する事項 (3) 交通安全に関する事項 企画課 (1) <u>町政全般に対する町民の要望及び町民協働の推進に関する事項</u> (2) 行政施策の総合的な企画立案及び調整に関する事項 (3) 広報、広聴及び地域自治に関する事項 (4) <u>情報化施策の企画調整及び行政情報ネットワークの管理運用に関する事項</u> (5) <u>行政経営改革及び合併調整に関する事項</u> (6) <u>広域行政に関する事項</u> (7) 公共交通に関する事項 (8) 統計に関する事項 (9) <u>国際交流及び地域間交流に関する事項</u> (10) 地域振興に関する事項

改正後	改正前
<u>(7) 四万十川対策に関する事項</u> 税務課 (1) 町税及び県民税に関する事項 (2) 国民健康保険税に関する事項 (3) 固定資産に関する事項 (4) 税外債権の滞納整理及び処分に関する事項 <u>町民課</u> (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事項 (2) 国民健康保険及び国民年金に関する事項 (3) 後期高齢者医療に関する事項 (4) 人権対策及び男女共同参画に関する事項 (5) 児童福祉及び母子福祉に関する事項(他の課の所管に属するものを除く。) 健康福祉課 (1) 健康増進及び保健衛生に関する事項 (2) _____へき地医療及び救急医療等に関する事項 (3) 高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉及び_____社会福祉に関する事項(保育所に関する事項を除く。) (4) 介護保険に関する事項 農林水産課 (1) 農業及び畜産業に関する事項 (2) 森林及び林業に関する事項 (3) 水産業に関する事項	<u>(11) 文化振興に関する事項</u> 税務課 (1) 町税及び県民税に関する事項 (2) 国民健康保険税に関する事項 (3) 固定資産に関する事項 (4) 税外債権の滞納整理及び処分に関する事項 <u>町民環境課</u> (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事項 (2) 国民健康保険及び国民年金に関する事項 <u>(3) 老人保健医療に関する事項</u> <u>(4) 後期高齢者医療に関する事項</u> <u>(5) 人権対策及び男女共同参画に関する事項</u> <u>(6) 児童福祉及び母子福祉に関する事項</u> <u>(7) 環境に関する事項</u> <u>(8) 公害の防止に関する事項</u> <u>(9) 四万十川対策に関する事項</u> 健康福祉課 (1) 健康____及び保健衛生に関する事項 (2) <u>診療所、</u>へき地医療及び救急医療等に関する事項 (3) 高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉及び<u>母子保健その他社会福祉</u>に関する事項(保育所に関する事項を除く。) (4) 介護保険に関する事項 農林水産課 (1) 農業及び畜産業に関する事項 (2) 森林及び林業に関する事項 (3) 水産業に関する事項

改正後	改正前
<u>にぎわい創出課</u> (1) 商業及び工業に関する事項 (2) 観光に関する事項 (3) 労働及び消費者に関する事項 <u>(4) 移住促進に関する事項</u> 建設課 (1) 道路及び河川に関する事項 (2) 漁港及び土地改良に関する事項 (3) 住宅及び建築に関する事項 (4) 都市計画及び都市整備に関する事項 (5) 農山村整備に関する事項 (6) 公園及び緑地に関する事項 (7) 国土調査に関する事項 (8) 法定外公共物に関する事項 <u>環境水道課</u> (1) 上水道及び簡易水道に関する事項 (2) 下水道及び農業集落排水施設に関する事項 <u>(3) 環境保全に関する事項</u> <u>(4) 循環型社会の推進に関する事項</u> (委任) 第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。	<u>(4) 食料及び食品産業に関する事項</u> <u>商工観光課</u> (1) 商業及び工業に関する事項 (2) 観光に関する事項 (3) 労働及び消費者に関する事項 建設課 (1) 道路及び河川に関する事項 (2) 漁港及び土地改良に関する事項 (3) 住宅及び建築に関する事項 (4) 都市計画及び都市整備に関する事項 (5) 農山村整備に関する事項 (6) 公園及び緑地に関する事項 (7) 国土調査に関する事項 (8) 法定外公共物に関する事項 <u>上下水道課</u> (1) 上水道及び簡易水道に関する事項 (2) 下水道及び農業集落排水施設に関する事項 (委任) 第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

四万十町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 平成18年 3 月20日 条例第80号 (縦覧の場所及び期間) 第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。 (1) 四万十町役場<u>環境水道課</u> (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める場所 2 縦覧の期間は、告示の日から1か月間とする。 (略) (意見書の提出先及び提出期限) 第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。 (1) 四万十町役場<u>環境水道課</u> (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める場所 2 (略) 附 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。	○四万十町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 平成18年 3 月20日 条例第80号 (縦覧の場所及び期間) 第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。 (1) 四万十町役場<u>町民環境課</u> (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める場所 2 縦覧の期間は、告示の日から1か月間とする。 (略) (意見書の提出先及び提出期限) 第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。 (1) 四万十町役場<u>町民環境課</u> (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める場所 2 (略)

四万十町環境基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町環境基本条例 平成18年 3 月20日 条例第81号 目次 第1章 総則（第1条—第6条）	○四万十町環境基本条例 平成18年 3 月20日 条例第81号 目次 第1章 総則（第1条—第6条）

改正後	改正前
第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条・第8条） 第3章 四万十町環境審議会（第9条―第15条） 第4章 環境の保全及び創造に関する施策等（第16条―第24条） 第5章 雑則（第25条） 附則 第1章 総則 （略） （庶務） 第15条 審議会の庶務は、 <u>環境水道課</u> において行う。 （略） 附 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。	第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条・第8条） 第3章 四万十町環境審議会（第9条―第15条） 第4章 環境の保全及び創造に関する施策等（第16条―第24条） 第5章 雑則（第25条） 附則 第1章 総則 （略） （庶務） 第15条 審議会の庶務は、 <u>町民環境課</u> において行う。 （略）

四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町水道事業の設置等に関する条例 平成18年3月20日条例第185号 （略） （組織） 第4条 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）に属する事務を処理させるため、 <u>環境水道課</u> を置く。 （略） 附 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。	○四万十町水道事業の設置等に関する条例 平成18年3月20日条例第185号 （略） （組織） 第4条 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）に属する事務を処理させるため、 <u>上下水道課</u> を置く。 （略）

四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町議会委員会条例 平成18年 3 月27日条例第192号 目次 第1章 通則（第1条—第13条） 第2章 会議及び規律（第14条—第21条） 第3章 公聴会（第22条—第27条） 第4章 参考人（第28条） 第5章 記録（第29条） 第6章 補則（第30条） 附則 （略） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1） 総務常任委員会 6人 ア～コ （略） （2） 教育民生常任委員会 6人 ア 教育委員会に関する事務 イ <u>町民課</u>に関する事務 ウ 健康福祉課に関する事務 エ 大正地域振興局及び十和地域振興局の所管に関する事項のうちアからウまでに掲げる課の所管に該当する事項 （3） 産業建設常任委員会 6人 ア 農林水産課に関する事務 イ <u>にぎわい創出課</u>に関する事務 ウ 農業委員会に関する事務 エ 建設課に関する事務	○四万十町議会委員会条例 平成18年 3 月27日条例第192号 目次 第1章 通則（第1条—第13条） 第2章 会議及び規律（第14条—第21条） 第3章 公聴会（第22条—第27条） 第4章 参考人（第28条） 第5章 記録（第29条） 第6章 補則（第30条） 附則 （略） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1） 総務常任委員会 6人 ア～コ （略） （2） 教育民生常任委員会 6人 ア 教育委員会に関する事務 イ <u>町民環境課</u>に関する事務 ウ 健康福祉課に関する事務 エ 大正地域振興局及び十和地域振興局の所管に関する事項のうちアからウまでに掲げる課の所管に該当する事項 （3） 産業建設常任委員会 6人 ア 農林水産課に関する事務 イ <u>商工観光課</u>に関する事務 ウ 農業委員会に関する事務 エ 建設課に関する事務

改正後	改正前
オ <u>環境水道課</u>に関する事務 カ 大正地域振興局及び十和地域振興局の所管に関する事項のうちアからエまでに掲げる課の所管に該当する事項 (4) 広報広聴常任委員会 8人 ア～オ (略) 附 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。	オ <u>上下水道課</u>に関する事務 カ 大正地域振興局及び十和地域振興局の所管に関する事項のうちアからエまでに掲げる課の所管に該当する事項 (4) 広報広聴常任委員会 8人 ア～オ (略)

四万十町集会所等条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																
○四万十町集会所等条例 平成18年 7 月 3 日条例第218号 (略) 附 則 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。 別表第 1 （第 2 条、第 7 条関係）	○四万十町集会所等条例 平成18年 7 月 3 日条例第218号 (略) 別表第 1 （第 2 条、第 7 条関係）																																																
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>利用時間</th><th>所管課</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>四万十町上秋丸集会所</td><td>四万十町上秋丸548番地 2</td><td>午前 8 時30分から 午後10時まで</td><td>企画課</td></tr><tr><td>四万十町興津中央集会所</td><td>四万十町興津2092番地 5</td><td>午前 8 時30分から 午後10時まで</td><td>町民課</td></tr><tr><td>四万十町秋丸集会所</td><td>四万十町秋丸373番地 1</td><td>午前 8 時30分から 午後10時まで</td><td>企画課</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	利用時間	所管課	(略)				四万十町上秋丸集会所	四万十町上秋丸548番地 2	午前 8 時30分から 午後10時まで	企画課	四万十町興津中央集会所	四万十町興津2092番地 5	午前 8 時30分から 午後10時まで	町民課	四万十町秋丸集会所	四万十町秋丸373番地 1	午前 8 時30分から 午後10時まで	企画課	(略)				<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>利用時間</th><th>所管課</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>四万十町上秋丸集会所</td><td>四万十町上秋丸548番地 2</td><td>午前 8 時30分から 午後10時まで</td><td>企画課</td></tr><tr><td>四万十町興津中央集会所</td><td>四万十町興津2092番地 5</td><td>午前 8 時30分から 午後10時まで</td><td>町民環境課</td></tr><tr><td>四万十町秋丸集会所</td><td>四万十町秋丸373番地 1</td><td>午前 8 時30分から 午後10時まで</td><td>企画課</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	利用時間	所管課	(略)				四万十町上秋丸集会所	四万十町上秋丸548番地 2	午前 8 時30分から 午後10時まで	企画課	四万十町興津中央集会所	四万十町興津2092番地 5	午前 8 時30分から 午後10時まで	町民環境課	四万十町秋丸集会所	四万十町秋丸373番地 1	午前 8 時30分から 午後10時まで	企画課	(略)			
名称	位置	利用時間	所管課																																														
(略)																																																	
四万十町上秋丸集会所	四万十町上秋丸548番地 2	午前 8 時30分から 午後10時まで	企画課																																														
四万十町興津中央集会所	四万十町興津2092番地 5	午前 8 時30分から 午後10時まで	町民課																																														
四万十町秋丸集会所	四万十町秋丸373番地 1	午前 8 時30分から 午後10時まで	企画課																																														
(略)																																																	
名称	位置	利用時間	所管課																																														
(略)																																																	
四万十町上秋丸集会所	四万十町上秋丸548番地 2	午前 8 時30分から 午後10時まで	企画課																																														
四万十町興津中央集会所	四万十町興津2092番地 5	午前 8 時30分から 午後10時まで	町民環境課																																														
四万十町秋丸集会所	四万十町秋丸373番地 1	午前 8 時30分から 午後10時まで	企画課																																														
(略)																																																	